

資料4

フランス労働者協同組合連合会の諸原則

翻訳 島村博（協同労働法制化市民会議）

出典：生産労働者協同組合とは何か(<http://cosei.fr/scop/cestquoi.htm>公式サイト)

協同組合諸原則

SCOP(生産協同組合、とある¹⁾)は、経済的局面においては産業又は商業の企業(株式会社又は有限責任会社)であって、社会的局面においては賃金労働者が当該企業の社員でもある法人である。

SCOP 企業の諸目的

仕事を確保し、発展させるにたる経済的競争力を有すること
民主的な管理を奨励するために個人の責任を発展させ、かつ、訓練を通じて人間的資本の価値を高めること
協同して労働し、当該企業の存続を保障すること
剰余を公正に配分すること。

SCOP 企業の諸特性

SCOP は、本質的に賃金労働者 - 社員²⁾ から構成される。
SCOP の財務構造は、同時に、
・社員により結合される社会的資本
・利潤より生じる不分割の積立金
に基づくものである。
根本原則は、「一人一票」という民主的管理の原則である。

SCOP の運営

賃金労働者 - 社員が共同して当該企業の方針を決定する。
賃金労働者 - 社員が当該企業の日常的管理に責任を負う受任者(経営陣、理事)を賃金労働者 - 社員の内より選挙する。
賃金労働者 - 社員が経済的成果及び成績に関与する。賃金労働者 - 社員は、成果の一部を、同時に、社員(出資者の訳語でも可)の資格(資本参加)において、かつ、賃金労働者の資格(利益分配制)において取得する。

協同組合の諸原則

SCOPの定款は、協同組合により守られる諸々の価値に由来し運営に関わる諸原則を表現する特有の諸規定から構成される。

第1原則

SCOPは、まともな労働の用具を開発するために職業能力を共同のものにしようとする諸個人により設立される。

- ・したがって、過半数を超える資本が賃金労働者 - 社員により保有される³⁾。
- ・賃金労働者ではない社員は、表決権の35%以上を所有しない⁴⁾。
- ・賃金労働者である組合員⁵⁾は、SCOPの資本の構成及び発展に貢献することを約する。

第2原則

SCOPは、民主的枠組み及び透明性において管理される。

- ・各々の組合員が、出資額がどれほどであれ1票を有する所以である。
- ・定期的な情報及び社員の訓練は民主的な管理という原則を尊重する上で不可欠なものである。

第3原則

成果の配分は、賃金労働者⁶⁾、SCOP及び株主の間で公正に実現される。

| 積立金 | 配当 | 労働取分 (part travail) |
|--------------------|---|----------------------------------|
| 成果の16%乃至75% を含む | 成果の3%乃至33% または、積立金と するか、労働取分 とする | 成果の25%乃至84% |
| この部分は、企業 の取り分 | 社員により生み出 された資本を賃金 労働者社員への報 酬として当てる | これは、社員又は 非社員のすべての 間で再配分される |

SCOPにおいては、労働取分は、しばしば、利益分配制(participation)の協定の対象を為す。

- ・労働取分は5年間凍結されるが、出資分担額に縛られるのではなく、非課税であり、利息を請求する権利を排せず、A.G.S.により保障される。
- ・SCOPは労働取分に関して会社に課せられる税金を払わず、仮にSCOPが利益分配制の協定を締結しているときは、SCOPは積立金に関して会社に課せられる税金を支払わない⁷⁾。

第4原則

積立金⁸⁾はSCOPの共有資産を構成し、それは企業の独立性、その存続を保障するものである。それは、世代から世代に渡されるものであって、配分されてはならない。

- ・SCOPを離脱する社員が積立金の割り前を請求することはできない。
- ・SCOPは、これを売却することはできない。

| | 株式会社 societe anonume | | 有限会社 societe responsabilite limitee | |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|--------------------------------------|--|
| | 古典的 | SCOP | 古典的 | SCOP |
| 最低社員数 | 7 人 | 賃金労働者7 人 | 2 人 | 賃金労働者7 人 |
| 最低資本額 | 25 万フラン (又は3 万9 千フ ラ*社員数) | 12500フラン (又は2 万フラン* 社員数) | 5万フラン (又は7700フラン* 社員数) | 2万5千フラン (又は4千フラン* 社員数) |
| 可変・不変資本 | 不変資本 | 可変資本 | 不変資本 | 可変資本 |
| 職業税 | あり | なし | あり | なし |
| 賃金労働者への 成果の再配分又は 利益配分 | 義務的/成果の5 %相当 | あり。概して成 果の40~50%相 当：非課税 | 義務的/成果の5 %相当 | あり。概して成 果の40~50%相 当：非課税 |
| 社員の権限 | 出資資本に比例 | 1人=1表決権 外部社員の特殊 規定を除外 | 出資資本に比例 | 1人=1表決権 外部社員の特殊 規定を除外 |
| 社長又は執行役 員 | 賃金労働者又は 非賃金労働者。 但し失業中でな いこと | 賃金労働者 ⁹ でな ければならな い。雇用保険請 求権を有する ¹⁰ | 賃金労働者又は 非賃金労働者。 但し失業中でな いこと | 賃金労働者 ⁹ でな ければならな い。雇用保険請 求権を有する ¹⁰ |
| 個人の資本 | 償還されず 市場の評価で売 却可 | 脱退の場合に償 還 | 償還されず 市場の評価で売 却可 | 脱退の場合に償 還 |
| 積立金 | 義務的/利潤の5 %相当 | 企業の存続のため 15%以上：非 課税 | 義務的/利潤の5 %相当 | 企業の存続のため 15%以上：非 課税 |

第5原則

組合員の連帯は当該の組合員が属するSCOPに局限されるものではなく、SCOP運動の組合員総体に及ぶものである。

ここでいう連帯は、SCOPのすべてがSCOP全国総同盟及び職業連盟(les Federations Professionnelles)への加入により、かつ、すべてがSCOP運動の生活に参加することにより具体化される。

- 1 正式の名称は、生産に携わる労働者の協同組合 (les sociétés coopératives ouvrières de production)。
- 2 従事労働者・組合員、という訳語を宛てることが正確であるようにも思われる。しかしフランスの労働者協同組合における従事組合員は、擬似的に雇用労働者として扱われる。したがって、saliariésに「賃金労働者」という術語を宛てて訳した。同様に、associésに「社員」の訳語を宛てた。これは、あくまでもフランス法上において協同組合の経営形態を商法に所定の株式会社または有限責任会社の法的形態で登記しうることとの関連で宛てた訳語であり、「従事組合員」と訳することも誤りではないケースもあろう。しかし、フランス労協の組合員 = 従事組合員となるわけでもない。雇用されて働く組合員を法律は少しも排除しないし、法律上では逆に雇用労働者が従事組合員を上回ることも可能である。とはいえ、従事組合員に比べてただの被庸者としてフランス労協で従事することに経済的な意味は制度的に認めがたく、実際に不利であることは事実である。
また、本稿では、第2原則中に、これらの言葉とは異なる「組合員」なる語が登場してくることに鑑みて、「組合員」の訳語は、coopérateursの語に対してだけ宛てることにする。
しかし、訳者は、わが国における従来の研究において上記の語にどのような訳語が宛てられて来たかを問題としているわけではない。協同組合を、経済的形態、経営的形態、法的形態との連関において眺めることで、より事実即した正確な訳語を宛てることに腐心しているだけである。
- 3 労働者協同組合に限らず、1992年の法律改正で、フランス協同組合一般に、簡易に表現すれば、協同組合資本を充実させるために「外部資本」の大幅な導入が認められる一方で、「内部資本」を51%とする条項が導入された。厳密には、しかし、「外部資本」、つまり員外資本と表現することは妥当ではない。組合事業を利用しない出資、または、出資のみの組合員制度、という表現が正確である。これらの組合員に対しても大幅な表決権が認められているからである。
- 4 事情は、同上。この件は、出資のみの社員(組合員、と読むとして)は、労働者協同組合にあっては、35%以上の表決権を保有できない、ということである。
- 5 これは、わが国でいう「従事組合員」に相当する術語である。
- 6 労働取分との関連では、非社員賃金労働者つまり非組合員従事者を含むとも解されるが、配当との関連では非社員賃金労働者は排除されるので、ここで言う「賃金労働者」とは、従事組合員の意。
- 7 租税を支払う必要は無い、と解釈する。つまり、非課税扱いを受ける、の意。
- 8 1992年の「協同に関する改正法律」により、積立金の資本金への繰入が認められている。脱退時に払い戻される出資金のrémunérationつまり、報酬を保証することによる協同組合資本の充実の刺激が図られていることにも注意しておく必要がある。
- 9 注5に同じく、従事組合員の意。
- 10 雇用保険被験者の地位を失わない、の意。
左の株式会社の2形態に同じ